## あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ(所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ)申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

(令和4年1月受付分) \*印は寄付者の意向により金額不記載

## 【金銭寄付】

## <福祉推進のために>

〇上山	ユウ子様 (幸町)	10,000円	○深山	たつ子様(常呂	町) 50	,000円
-----	-----------	---------	-----	---------	-------	-------

## <故人が生前お世話になったため>

○小泉	幸作様(端野町)	30,000円	○田房	輝幸様 (常呂町)	30,000円
○武田	修様 (常呂町)	30,000円	○松浦	伸一様(留辺蘂町)	20,000円
○武田	等様 (留辺蘂町)	20,000円	○藤田	啓子様 (留辺蘂町)	10,000円

○横山 勝人様 (留辺蘂町) 20,000円